

平成 30 年 第 1 回

定例教育委員会会議録

神川町教育委員会

招 集 年 月 日	招 集 者	平成30年1月31日	委 員 長	西 村 享
開 催 年 月 日	開 催 場 所	平成30年1月9日	就 業 改 善 セ ン タ ー 小 会 議 室	
開 議 時 刻 及 び 宣 言 者		午 後 3 時 0 0 分	委 員 長	西 村 享
閉 議 時 刻 及 び 宣 言 者		午 後 4 時 1 0 分	委 員 長	西 村 享
議 長		西 村 享 委員		

委員出席状況		氏 名	出 ○ 欠 ×		氏 名	出 ○ 欠 ×
	1	西 村 享	○	4	中 島 と も 代	○
	2	竹 内 守	○	5	高 澤 利 藏	○
	3	古 川 征 治	○			

(説明のために出席した職員)

学務課長 浅見雄一
学務課長補佐 根岸さゆり
指導主事 石塚 学

生涯学習課長 篠崎 潔

次 第	平成30年第1回定例神川町教育委員会次第
	平成30年1月31日 就業改善センター小会議室
	1 開 会 2 前回会議録の承認について 3 教育委員会報告 (1) 教育長報告 ① 平成30年1月分教育長報告について (2) 学務課長報告 ① 平成30年2月分学務課行事予定表について (3) 生涯学習課長報告 ① 平成30年2月分生涯学習課行事予定表について ② 成人式について (4) 指導主事報告 ①平成29年度新体力テストの結果について ②平成29年度第2回生徒指導に関する調査について

次 第	4 議 事 第 1 号議案 神川町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について 第 2 号議案 神川町小・中学校職員服務規程の一部を改正する訓令について 第 3 号議案 平成 2 9 年度就学援助の認定（追加分）について 第 4 号議案 平成 3 0 年度就学援助の認定（入学支度金分）について 5 その他 ①教育行政相談の設置について 6 次回定例教育委員会等の日程について 第 2 回定例神川町教育委員会 ・ 日 時 平成 3 0 年 2 月 2 3 日（金） <u>午後 3 時 0 0 分</u> ・ 会 場 <u>就業改善センター 小会議室</u> 7 閉 会
添付資料	・ 第 2 4 ・ 2 5 号議案 議案書 ・ 平成 2 9 年度教育委員会教育長報告 1 2 月 ・ 平成 2 9 年度学務課行事予定表 1 月 ・ 平成 2 9 年度生涯学習課行事予定表 1 月 ・ 学校運営協議会設置の努力義務 ・ 学校運営協議会制度(コミュニティスクール)の実施について ・ 効率的な事務の執行における取組について ・ 第 2 1 回ふれあいコンサート
1 開 会 西村委員長	平成 3 0 年度第 1 回定例教育委員会の開会を宣言する
2 前会議録の署名	前回の会議録提出、全員署名する
3 議題及び議事の概要 議長(委員長)	それでは、次に教育委員会報告をお願いします。教育長お願いします
教育長	① 平成 3 0 年 1 月分教育長報告について 資料により報告を行なった
議長(委員長)	ありがとうございました。続いて学務課長報告をお願いします。
学務課長	① 平成 3 0 年 2 月分学務課行事予定表について 資料により報告を行なった
議長(委員長)	ありがとうございました。続いて生涯学習課長報告をお願いします。
生涯学習課長	① 平成 3 0 年 2 月分生涯学習課行事予定表について 資料により報告を行なった ② 成人式について 資料により報告を行なった
議長(委員長)	ありがとうございました。続いて指導主事報告をお願いします。
指導主事	① 平成 2 9 年度新体力テストの結果について

指導主事	資料により報告を行なった ②平成２９年度第２回生徒指導に関する調査について 資料により報告を行なった
議長(委員長)	ありがとうございました。 教育長報告から指導主事報告まで、ご質問はございますか。
委員全員	なし
議長(委員長)	議事にはいります。 第１号議案 神川町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について、事務局の説明をお願いします。
学務課長	それでは第１号議案につきまして、担当から説明させますのでよろしくお願ひします。
学務課長補佐	それでは、第１号議案について説明します。 それでは、第１号議案の「神川町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について説明します。 地方公共団体は、個人番号を独自に利用する事務を、各団体の条例で規定することがマイナンバー法第９条第２項において認められています。この独自利用事務のうち、個人情報保護委員会で定める要件を満たすものについては、情報提供ネットワークシステムを利用した他の地方公共団体等との情報連携が可能となります。 神川町では、「神川町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」の中で、分担金徴収条例や奨学資金貸付条例に関する事務とともに、就学援助に関する事務も個人番号の独自利用事務として規定しています。 このたびの条例改正は、「神川町要保護及び準要保護児童生徒就学援助費補助金認定要綱」を廃止し、「神川町就学援助実施要綱」が新たに制定されたことに伴う「神川町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」の別表内の語句の整理です。 それでは、１５ページの新旧対照表の右側改正前をごらんください。「神川町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」の別表第１及び別表第３の「神川町要保護及び準要保護児童生徒就学援助費補助金に関する事務」という部分を、左側改正後の「神川町就学援助実施要綱による就学援助」という文言に改正し、承認後は３月議会に上程したいと考えます。 以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いします。
議長(委員長)	ありがとうございました。 質疑に入ります。質問はございますか
委員全員	なし
議長(委員長)	お諮りいたします。第１号議案神川町個人番号の利用及び個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について、ご承認することでご異議ございませんか。
委員全員	異議なし
議長(委員長)	異議がございませんので、第１号議案神川町個人番号の利用及び個人情報の

議長(委員長)	提供に関する条例の一部を改正する条例について、承認されました。 次に、第２号議案神川町小・中学校職員服務規程の一部を改正する訓令について、事務局の説明をお願いします。
学務課長	それでは第２号議案につきまして、担当から説明させますのでよろしくお願いします。
学務課長補佐	それでは、第２号議案の「神川町小・中学校職員服務規程」の一部改正について説明します。 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」が施行されました。改正の概要ですが、非常勤職員の育児休業取得要件に関して、育児休業に係る子が１歳６か月に達した時点で特に必要が認められる場合、子が２歳に達する日まで育児休業が取得可能であることについて、同条例の第２条の４で規定しました。 また、「職員の育児休業等に関する規則」の一部改正では、職員の育児休業等に関する条例第２条の４に規定する特に必要と認められる場合について、育児休業に係る子が１歳６か月に達した時点で保育園等に入れない場合等と規定しました。 この改正に伴い、神川町小・中学校職員服務規程の別表第６の２「育児休業承認請求書」の様式の一部を改正します。 それでは、１７ページの新旧対照表をごらんください。右側改正前の下線部分を左側改正後の下線部分に改正します。 表の右側改正前と改正後を交互に読み上げます。別表第６の２請求の内容中「子の育児休業が」を「子若しくは２歳までの子の育児休業が」に改めます。 次に、同表（注）２中「子の育児休業」を「子の育児休業若しくは２歳までの子」に改め、「場合」の次に「又は第２条の４に規定する場合」を加えます。 次に、同表（注）４中「の育児休業又は１歳６か月までの子」を「、１歳６か月までの子又は２歳までの子」に改め、「又は第３号に掲げる」を「若しくは第３号に掲げる場合又は第２条の４に規定する」に改めます。 以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いします。
議長(委員長)	ありがとうございました。 質疑に入ります。ご質問はございますか。
委員全員	なし
議長(委員長)	お諮りいたします。第２号議案「神川町小・中学校職員服務規程」の一部改正について、承認することでご異議ございませんか。
委員全員	異議なし
議長(委員長)	ご異議がございませんので、第２号議案神川町小・中学校職員服務規程の一部を改正する訓令について、承認される事でよろしいでしょうか。
委員全員	異議なし
議長(委員長)	異議がございませんので、第２号議案神川町小・中学校職員服務規程の一部を改正する訓令について、承認されました。

議長(委員長)	次に第3号議案 平成29年度就学援助(追加分)について、事務局の説明をお願いします。
学務課長	内容につきましては、担当から説明をいたしますのでよろしくお願いします。
学務課長補佐	別紙議案書のとおり説明を行なった。(準要保護 3名)
議長(委員長)	質疑に入ります。質問はございますか。
委員全員	なし
議長(委員長)	第3号議案平成29年度就学援助の認定(追加分)について、承認されることで、ご異議ございませんか。
委員全員	異議なし
議長(委員長)	異議がございませんので、第3号議案平成29年度就学援助の認定(追加分)について、承認されました。 次に、第4号議案平成30年度就学援助の認定(入学支度金)について事務局の説明をお願いします。
学務課長	内容につきましては、担当から説明をいたしますのでよろしくお願いします。
学務課長補佐	別紙議案書のとおり説明を行なった。(準要保護 18名)
議長(委員長)	質疑に入ります。質問はございますか。
委員全員	なし
議長(委員長)	第4号議案平成30年度就学援助の認定(入学支度金分)について、承認されることで、ご異議ございませんか。
委員全員	異議なし
議長(委員長)	異議がございませんので、第3号議案平成30年度就学援助の認定(入学支度金分)について、承認されました。 次にその他、①教育行政相談について、事務局の説明をお願いします。
学務課長	資料の33ページをご覧ください。 教育行政相談、これは教育全般の質問や相談を教育委員会学務課で行なうというもので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律で設置するよう明記されていますので、教育委員会のホームページに相談窓口を設置したいと思いますので、よろしくお願いします。 以上で説明を終わります。
議長(委員長)	ありがとうございました。設置するという事でよろしいでしょうか。
委員全員	問題ないと思います。
議長(委員長)	では、ホームページに設置ということでお願いします。 その他、何かございますか。
学務課長	ございません。
議長(委員長)	では、次回の日程を決めたいとおもいます。事務局案をお願いします。 協議の結果次のとおり決定した。 日時 平成30年2月23日(金) 午後3時00分 場所 就業改善センター 小会議室

議長(委員長)

以上で、平成30年第1回定例教育委員会を閉会する旨を宣言した。
上記会議録に相違がないことを署名する

平成30年2月23日

委員長

職務代理者

教育委員

教育委員